主

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役三年に処する。

原審における未決勾留日数中百二十日を右刑期に算入する。

原審の訴訟費用中証人甲1・同甲2・同甲3・同甲4・同甲5・同甲6 に各支給した分は被告人と原審相被告人四名との連帯負担とする。

理由

弁護人下向井貞一の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書(二通)記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

所論は要するに、原判示第一(一)(二)の各事実につき事実誤認乃至法律の適用に誤がある旨主張するものである。そこで原判決が原判示第一(一)(二)の各 事実を認定するに引用した各証拠を綜合して考察するに、原判示乙・丙・戊・己・ 庚・辛甲3等が昭和三十二年十月二十六日午後七時頃呉市ab丁目バス停留所に予 C知合いの〇〇〇〇〇(当時十七年)及び△△△△(当時十五年)がいるのを見かけて同女等を強いて姦淫しようと共謀し、同日午後七時三十分過頃同女等を誘つて 同市 c 町 d 番地丙方に連込み、乙、丙の両名を除きその余の者等は一時同家隣の肩書被告人方に立寄つて待機し、最初に乙において右丙方奥の間で甲 1 の顔面を手拳 で殴打し且つ突倒す等の暴行を加えてその反抗を抑圧した上強いて同女を姦淫し また丙において同家炊事場隣四畳間で△△△△を押倒して押えつける等の暴行を加 えてその反抗を抑圧した上強いて同女を姦淫し終つたあと、被告人は被告人方に寄集まつている者等がこれに続いて順次右各室に赴き〇〇〇〇〇△△△△を強姦する ものであることを知るに及び被告人においても亦その気になり、まだ被告人方に居 残つて待機している甲3等数名と意を通じて同女等を強姦しようと共謀し、甲3等 に続いて丙方の前記各室に赴き前に強姦し終つた者等の行為により既に抵抗する気 力を失い下半身裸体となつたまま仰向けに寝ている同女等の上に乗りかかつて順次 姦淫の目的を逐げた事実、並びに以上の一連の強姦行為中のいずれかによつて〇〇 ○○○・△△△△がそれぞれ原判示の傷害を負うに至つた事実はこれを認め得ると ころであるが、原判決摘示のように被告人が上記一連の強姦について事前に原審被告人等及び丙・己・辛・甲3等と共謀〈要旨〉したとの点はこれを認めることができない。そして、このように先行者によつて既に開始された犯罪実行の中〈/要旨〉途か らこれに介入した者の責任は、その介入後の行為についてのみ発生するものと解す べきであるから、本件においても被告人は前述の共謀関係成立後の犯行についての み責任を負い、それ以前の他の者の犯行については責任を負わないものといわなけ ればならない。したがつて被告人に原判示の各致傷の責任を負わせるには、該各致 傷の結果が上述被告人の共謀関係成立後の強姦行為によつて生じたものであること が立証されなければならない。しかるに、右各致傷の結果が本件一連の強姦行為中に生じたものであることは前段認定のとおりであるけれども、果してそのいずれの 段階において生じたものであるかは証拠上全く不明である。それゆえ、被告人につ いては強姦の範囲内においてのみ責任を問い得るに止り、原判示の各致傷の結果に ついてまで責任を問うことはできない。してみれば、被告人に原判示第一(一) (二)の各強姦致傷の罪責を認めた原判決は前提たる事実を誤認したか、 あるいは 共犯における共同責任についての法律の解釈適用を誤つたものというの外なく、 の誤は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、刑事訴訟法第三百九十七条第 -項・第三百八十二条・第三百八十条の破棄事由に該当するものと解される。論旨 は理由がある。

よつて右各条項に則り原判決中被告人に関する部分を破棄し、同法第四百条但書 に従い直ちに判決する。

当裁判所が認定した罪となるべき事実並びにこれに対する証拠・法律の適用に次のとおりである。

「罪となるべき事実」

被告人は、

第一、 昭和三十二年十月二十六日午後七時二十分過頃、弟丙とその友人である 乙・戊・己・庚・辛・甲3等が同人等の畑合いである〇〇〇〇〇(当時十七年)及 び△△△△(当時十九年)を強いて姦淫しょうと共謀し、呉中ab丁目バス停留所 にいた同女等を誘つて同市c町d番地丙方に連込み、同人及び乙の両名を除きその 余の者等は一時同家隣の肩書被告人方に立寄つて待機し、最初に乙において右丙方 奥の間で〇〇〇〇〇の顔面を手挙で殴打し且つ突倒す等の暴行を加えてその反抗を 第二、 昭和三十一年八月八日頃呉港内に繋留中の米国貨物船壬号内で同船船長 癸保管のストレプトマイシン等の医薬品約二千三百本(価格合計約金十万五千五百 円相当)を窃取し

たものである。

「証拠」(省略) 「法律の適用」

法律に昭らすと、被告人の判示各所為中、第一の点はいずれも刑法第百七十八条・第百七十七条前段・第六十条に、第二の点は同法第二百三十五条に各該当するところ、以上の各罪は同法第四十五条前段の併合罪であるから、同法第四十七条本文・第十条に則り犯情最も重い判示第一の甲2に対する強姦罪の刑に同法第十四条の制限に従い法定の加重をした刑期範囲内において被告人を懲役三年に処し、なお原審における未決勾留日数の一部刑期算入につき同法第二十一条、原審における訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第百八十一条第一項本文・第百八十二条を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 岡田建治 判事 赤木薫 判事 高橋正男)